

# 青年法律家協会 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会  
弁護士学者合同部会  
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7-4F  
弁護士法人パートナーズ法律事務所内  
TEL 03-6907-4516  
FAX 03-6907-4517



2014夏合宿で戸舘圭之会員を講師に「袴田事件を学ぶ」(2014.8.2~3・静岡市・清水地区にて)

## contents

---

### ■2014夏合宿「袴田事件を学ぶ」特集

2014東京支部・夏合宿の概括(事務局長・蟹江鬼太郎)	… 2
「『袴田事件』を学ぶ」の講義レジュメ	… 3
合宿参加者の感想	… 8
「夏合宿に参加して」(講師・戸舘圭之会員)	…13
夏合宿会計報告(支部長・小海範亮)	…13

■東京支部12月例会のお知らせ	…14
-----------------	-----

■東京支部支部総会(予定)のお知らせ	…14
--------------------	-----



# 2014東京支部・夏合宿

## ～27名参加と大盛況～

事務局長 蟹江鬼太郎

### 1 はじめに

2014年東京支部夏合宿は、修習生・ロースクール生・学部生18名、弁護士9名、合計27名参加と大盛況となった。

これは、本年3月27日に再審開始決定が出て大きく報道された袴田事件についての「現場見学」及び「講義」という、タイムリーかつフィールドワーク的な要素のある問題を題材とできたことが大きいと思う。多忙な中、講師を務めていただいた戸館先生には大きな感謝を送りたい。

講義の内容や、参加者の感想などは別稿に譲るとして、本稿では合宿全体の日程や内容などを簡単に紹介したい。

### 2 日程及び内容

#### ①1日目・8月2日(土曜)

- 13時 JR清水駅集合  
路線バスを利用して袴田事件・事件現場を見学  
(救援会・静岡県本部の山崎さんの案内)
- 15時半頃から ホテルに移動して戸館袴田事件弁護団員による講義
- 18時頃から 入浴、懇親会、二次会、宿泊

#### ②2日目・8月3日(日曜)

- 10時～12時 各弁護士の活動報告
- 12時頃 解散

### 3 感想その他

事件現場には、母屋は残っていなかったものの、周辺の道路や敷地や、現場の石造りの蔵などはそのまま残っており、犯人性の一つの争点となっている裏木戸の位置等も確認することが出来た。

事件現場見学及び講義には、朝日新聞の静岡支局の記者、及び、中日新聞の静岡支局の記者も取材に訪れた。中日新聞は未確認であるが、朝日新聞の静岡県版には、写真付きで当合宿の事件現場見学についての記事が掲載された。

懇親会及び二次会についても、多数のLS生等が二次会まで参加し、講義などの場では質問がしづらいであろう話題についても質問を受けるなど、それぞれ懇親を深めることが出来たと思う。

2日目の各弁護士の活動報告では、蟹江会員から過労死問題、深井会員から靖国差止訴訟、仲里会員からはもがれた翼、吉田会員から原発訴訟、平松会員からは日の丸君が代訴訟の現状、小海会員からは離島法律相談など、各弁護士の多様な活動が語られて、個人的にも刺激を受けた。

総じて良い企画となったと思う。

以上

特集「2014東京支部・夏合宿」

# 「袴田事件」を学ぶ

合宿1日目の「袴田事件を学ぶ」の講義で、講師の戸館圭之弁護士より配布されたレジュメを掲載します。

「袴田事件」第二次再審請求審

2014年8月2日@青法協東京支部合宿レジュメ

袴田事件弁護団 弁護士 戸館圭之 (第二東京弁護士会)

## 第0 報告者の自己紹介

静岡大学出身

## 第1 「袴田事件」について

### 1 事案の概要 → パンフレット

### 2 再審事件としての困難性 (弁護団の取り組みと課題)

- ・ 自白調書の存在
  - 45通のうち、44通は証拠排除
  - 残りの1通の自白調書については証拠の標目に挙げられず
  - 「自白以外の証拠」から犯人性を認定
  - 自白の信用性が争点化できず
  - 浜田鑑定(心理学分析)、証拠構造分析の実質化(自白も証拠構造を構成)
- ・ 「5点の衣類」
  - 「中心的な証拠」と位置づけられる。  
この点について合理的な疑いが生じれば再審開始(生じなければ棄却)」
- ・ 「ねつ造」論の取り扱い
  - 「犯行着衣であるか」と「袴田氏のものであるか」の不可分一体性
  - ∴ 論理的には別個の問題のように思えるが、袴田さんのものかどうかの検討をふまえずに犯行着衣性の認定はできない。
- ・ 証拠開示問題
  - 理論的根拠を巡る検察官との攻防
  - 裁判所による証拠開示勧告
  - 500点以上の証拠が「開示」される
- ・ DNA鑑定の課題
  - 劣化汚染資料であることからの限界
  - 司法研究、科学的証拠の評価の問題
  - 「疑い」発生の根拠としてのDNA鑑定評価?

第2 静岡地裁決定（2014年3月27日判例集未掲載）について

1 決定の構成

「第1 事案の概要」

「第2 当裁判所の判断」

- 1 新証拠等の整理
- 2 当裁判所の判断の枠組みと結論
- 3 弁護人が提出した証拠の明白性
  - (1) DNA鑑定関係の証拠
  - (2) 5点の衣類の色に関する証拠
  - (3) 5点の衣類に関する新証拠の総合評価
  - (4) 新旧証拠の総合評価（5点の衣類に関して）
  - (5) 新旧証拠の総合評価（5点の衣類以外）
- 4 結論

2 特徴

- ・「ねつ造」の可能性を念頭に置いた上での証拠評価
- ・旧証拠を総合的に再評価した上で「疑い」を発生させている
- ・旧証拠から生じた確定判決等の事実認定に対する「疑い」を前提に新証拠を評価
  - DNA鑑定（本田鑑定）、5点の衣類の色に関する証拠の明白性を肯定
- ・決定書の構成について
  - 決定は、「その判断を大きく左右した」2つの新証拠の評価から記述をしているにすぎない（21頁）
- ・判例理論に忠実な判断手法～
  - 参考；「新旧全証拠を総合評価・再評価し、有罪か無罪かという裸の実体判断を行うべしというのが判例理論である。」（中川孝博「明白性の意義」葛野尋之他編「判例学習・刑事訴訟法」法律文化社2010年、331頁）
  - 静岡地裁決定は、端的に、「合理的疑い」を提示しているにすぎない。
  - その「疑い」は、必ずしも証拠によって「証明」された「事実」ではない。
  - c f 本田鑑定の評価、5点の衣類のねつ造の可能性の指摘など
- ・DNA鑑定の証明力一本で開始決定を導いたわけではない
- ・異例の拘置の執行停止
  - 刑訴法448条2項「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。」
  - 「刑の執行」

第3 検討課題～静岡地裁決定を「異端」扱いさせないためには？

1 検察官による即時抗告

- (1) 即時抗告自体の違憲性、違法性
  - ・弁護団意見書
- (2) 即時抗告審における追加立証の違法性
  - 「再現実験を含めた再鑑定等が必要不可欠であると思料する。」（抗告申立書）
- (3) DNA鑑定の評価

2 明白性と「合理的疑い」～DNA鑑定等の科学的証拠の評価を巡って

(1) 静岡地裁決定の提示した「合理的疑い」

静岡地裁は、本田鑑定について「全面的に信用できるとまで判断していない」が「合理的疑い」を認めている。しかし、「全面的に信用できるとまで判断していない」ことを根拠に明白性を否定されてしまう可能性があるのではないかと

(2) 有罪立証のための科学的証拠の証拠能力、証明力議論との区別の必要性

(3) もう一度、明白性要件の原点に立ち返る

・「無罪を言い渡すべく・・・明らかな証拠」

→ 「要するに、「無罪を言渡すべき明らかな証拠」とは、新証拠が消極証拠（無罪のための証拠）であることが明らかだということである。」（中川孝博「再審理論の再検討」法律時報75巻11号 22頁）

→ 弁護側の理論として、裁判所に提示してみてもいいのではないかと

(4) 「判例理論」を前提とした「合理的な疑い」の意義

※「疑い」は証明対象ではないことの再確認

「刑事訴訟における事実＝訴訟的事実＝被告人に不利益な事実とは、証拠によって証明されることにより、一義的にその経験性・具体性が認定されるべき物であるのに対し、『被告人に利益な事実』は、訴訟的事実の弾効であって、それ自体が一義的・経験的・具体的事実としての証明対象ではないから、この意味において事実ではなく、まさしく訴訟的事実に対する単なる疑問（合理的疑い）である。」（豊崎七絵「刑事訴訟における絶対的権利としての公正な事実認定—その理論的基礎」広瀬清吾・大出良知・川崎英明・福島至編「小田中聡樹先生古稀記念論文集」上巻 355頁）

※「単なる直感による「疑わしさ」の表明（「なんとなく変だ」「おかしい」）の域にとどまらず、論理的に筋の通った明確な言葉によって表示され、事実によって裏づけられた」「疑い」「単なる直感や感想を超えて論理的に筋の通った明確な言葉によって表示されている」「疑い」（最判平成21年4月14日刑集63巻4号331頁、那須弘平補足意見）

第4 再審の基礎理論

1 再審の理念

「再審は、確定判決における法的安定性の要求と実体的真実主義に基づく具体的妥当性の要請とを調和させる制度」（注釈刑訴〔新版〕）

・確定判決の確定力を重視する立場→再審の例外性を強調

・誤判救済（無罪の不処罰）を重視する立場

→ どう考えるか？ ※不利益再審の否定（憲法39条）から考えると・・・

2 再審開始の要件（刑訴法435条6号）

「435条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

：

6号 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。」

- ① 新規性（「あらたに発見した」）
- ② 明白性（「無罪…を言い渡…（す）べき明らかな証拠」）＝新証拠が判決の基礎となった事実認定に影響を及ぼすことが明らかである状態

### 3 明白性の問題

#### (1) 明白性の程度（利益原則の適用があるか？）

→あり（白鳥決定）

#### (2) 明白性の判断方法

##### ・孤立評価説VS総合評価説

→ 新証拠を評価するに当たり、新証拠を単独で評価して確定判決の認定に影響を与えるかどうかを判断すべきか、それとも、新旧両証拠を総合して評価して確定判決の認定に影響を与えるかどうかを判断すべきか。

##### ・心証引継ぎ説VS再評価説

→ 総合評価説を前提として、新旧両証拠を総合評価するにあたり、旧証拠の証明力についても再評価すべきか、それとも、旧証拠の評価については確定判決が形成した心証を引き継ぐべきか。

##### ・全面的再評価説VS限定的再評価説

限定的再評価説＝旧証拠の再評価は、新証拠の重要性や立証命題に関連する限度でのみ許される

← 否定されたはずの孤立評価説となんら変わらないのではないか。

##### ・近時の二段階説（佐藤博史説）

### ※証拠構造（論）

→裁判官の心証形成過程のブラックボックス化を避ける

→確定判決の認定した事実と証拠との結びつきと結びつきの程度を確認

#### ・判例＝総合評価・再評価説

白鳥決定（最決昭和50年5月20日）

「なお、同法四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実誤認につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。

この見地に立って本件をみると、原決定の説示中には措辞妥当を欠く部分もあるが、その真意が申立人に無罪の立証責任を負担させる趣旨のものでないことは、その説示全体に照らし明らかであって、申立人提出の所論証拠弾丸に関する証拠が前述の明らかな証拠にあたりないものとした原決定の判断は、その結論において正当として首肯することができる。」

財田川決定（最決昭和51年10月12日）

「ところで、同号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうもの

と解すべきであり、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的疑いを生ぜしめれば足りるという意味において「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用されるものである（当裁判所昭和五〇年五月二〇日第一小法廷決定・刑集二九卷五号一七七頁）。そして、この原則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである。そのことは、単なる思考上の推理による可能性にとどまることをもつて足りるとするものでもなく、また、再審請求をうけた裁判所が、特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものでもないことは勿論である。」

#### 4 再審証拠開示問題

- ・再審における証拠開示の重要性
- ・検察側の対応、裁判所による勧告
- ・理論的根拠

#### ※静岡県警の確固たる捜査方針

「8月29日静岡市内の本件警察寮芙蓉荘において本部長、刑事部長、捜一、鑑識両課長をはじめ清水署長、刑事課長、取調官による検討会を開催し、取調官から取調の経過を報告させ、今後の対策を検討した結果、袴田の取調べは情理だけでは自供に追込むことは困難であるから取調官は確固たる信念を持って、犯人は袴田以外にはない、犯人は袴田に絶対間違いないということを強く袴田に印象づけることにつとめる。これは取調べの経過その他から袴田を事件後50日間泳がせてあったため、警察の手のうちや、新聞記者との会見などから犯人は自分ではないという自己暗示にかかっていることが考えられたので、この自己暗示をとり除くためには前述のように犯人だという印象を植付ける必要があると考えたからである。」（静岡県警作成「清水市横砂会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人、放火事件捜査記録」69頁）

#### ※一審判決異例の付言

「(付言)

すでに述べたように、本件の捜査に当って、捜査官は、被告人を逮捕して以来、専ら被告人から自白を得ようと、極めて長時間に亘り被告人を取調べ、自白の獲得に汲々として、物的証拠に関する捜査を怠ったため、結局は、「犯行時着用していた衣類」という犯罪に関する重要な部分について、被告人から虚偽の自白を得、これを基にした公訴の提起がなされ、その後、公判の途中、犯罪後一年余も経て、「犯行時着用していた衣類」が、捜査当時発布されていた捜索令状に記載されていた「捜索場所」から、しかも、捜査官の捜査活動とは全く無関係に発見されるという事態を招来したのであった。

このような本件捜査のあり方は、「実体真実の発見」という見地からはむしろ、「適正手続の保障」という見地からも、厳しく批判され、反省されなければならない。本件のごとき事態が二度とくり返されないことを希念する余り敢えてここに付言する。」



今回、夏合宿に参加したことは、冤罪について改めて考えるきっかけとなりました。

戸館先生に伺った、冤罪を作り出してしまふ警察・検察の意識や組織構造は、被疑者や被告人を精神的に追い詰め、認めさせるものでした。

袴田さんがどんなに辛く、悔しかったか、その心境を想像すると、胸が痛みました。

そして、基本的には今も変わっていないという組織体制に、危うさを感じると共に、刑事事件に関わる弁護士の重要性を改めて感じました。

また、戸館先生が学生時代から熱意を持って取り組んで来た袴田事件で、再審開始決定と拘置の執行停止を得るまでの過程からは、信念を持って事件に取り組む弁護士の在るべき姿勢を学びました。

今回感じたことや学んだことを、是非弁護士となった後に活かしていきたいと思います。ありがとうございました。(LS修了生)



袴田事件はロースクール時代に調べていたこともあり、ずっと注目してきました。

今回は現地を見学できて、具体的な位置関係などが視覚化できました。現場を見て、改めていろいろと考えさせられました。案内して下さった支援会の方に質問する時間が欲しかったです。

(LS修了生)



#### (1) 袴田事件について

袴田事件の現場を実際に見ることにより、事件現場が様変わりしてしまっていることがわかりました。それを見て、袴田事件が解決された事件として過去のものになってしまっているという印象を率直に受けました。袴田事件は現在進行中の事件なのにもかかわらず、現場にはその空気感が残っていないのは大変なことだと思います。しかし、だからこそ、過去の事件にしないために、我々は声をあげつづける必要があ

るんだな、と感じました。

戸館先生の講演を聞いて、明らかに捜査機関による証拠の捏造があるのにどうして有罪になるんだろう、と不思議でたまりませんでした。袴田事件は、不合理な人権侵害があった大変な事件であったことを体感できました。

再審決定を得るためには自白の任意性やDNA鑑定を争うのが主だと考えていましたが、味噌漬け実験の話聞いて、そうではないのだと感じました。また、再審請求の際の、証拠開示請求など、法令に書いてなくても合理的な主張であれば、それを理屈づけてすることも大切だと思いました。以上のように、柔軟で合理的な発想を持つことが再審請求の際には重要なのだと感じました。自分も刑事弁護をやってみたいと強く思いました。

#### (2) 弁護士活動報告について

弁護士の先生方の活動内容の多様さに驚くとともに大変おもしろかったです。報告の中で、埋もれている分野がまだまだあるというお話がありましたが、先生方の活動を聞いていると、本当にそうだなあと実感しました。

重要なのは何が問題か、どんな活動をすればいいのか、を考える想像力だと感じました。

(LS修了生)



1日目に参加させて頂いた袴田事件の事件現場見学では、建物の構造や位置関係を实地で詳しく教えて頂いたおかげで、捜査機関が主張している袴田さんを犯人とした場合のストーリーの不合理性等を、体感的に深く理解することができたように思います。その後に袴田事件の弁護を担当なさっている戸館先生から、捜査や公判から判決確定後にかけて袴田さんの置かれていた状況を詳しく拝聴し、袴田さんの苦しみは本当に察するに余りあるものだと実感しました。そのような状況に立ち向かうにあたって、再審が開始されるまでの数々の困難についても教えて頂き、再審制度が孕んでいる問題に思いを馳せる一方で、そのような現状を把握できたからこそ、今回の再審決定の尊さを改めて認識することもできました。我が国の刑事司法の現状を



考えると、将来、今回学ばせて頂いた問題と同様の問題が生じる可能性はないとはいえないと思います。法曹となった暁には、今回学んだことを深く胸に刻み、合理的な疑いを超えているかどうかという認定については、特に注意深く、慎重な態度を貫かなければならないと強く思いました。

2日目には、弁護士の先生方から人権の問題に関わる様々なお話を伺うことができました。卓上で勉強しているだけではなかなか意識することができない、現実存在する法的問題について丁寧に説明して頂いたおかげで、自分の中でも数々の問題意識を喚起することができました。それだけでなく、法曹として取り組むべき問題は社会にまだまだ多く存在していて、それらを自ら発見し、取り組んでいくことの重要性についても示唆して頂き、法曹になるまで、そしてなった後も、社会的な問題に対する感覚は鋭敏に保っていくべきだという認識を持つことができました。(LS3年生)



### (1) 事件現場見学

被害者宅は当時の面影を残していた。裏木戸の位置、壁の焼け跡、線路との位置関係などから真犯人の進入経路を想像させられた。一方、味噌工場跡地は新しい住宅が建造されていてほとんど面影を残していなかった。ねつ造証拠の衣類が埋められた味噌樽が置かれていた敷地のみが空き地になっており、その土地の広さからようやく味噌樽の大きさが想像できる程度だった。時の経過を実感させられた。

案内をしてくださった山崎さんが見せてくださった犯行当時の現場写真のおかげで、ようやく現在の現場と比較して位置を把握することができた。

全体的に、さすがに事件から50年近く経過していると現場の様子は様変わりしており、現場での説明や写真などの補足資料がなければ犯行状況を窺い知ることはかなり困難だと思われた。一人で現場を訪問しても今回ほどの情報を感じ取ることは出来なかったと思う。今回のような形で現場を案内していただけたことは大



無事合宿を終えて会場前で記念撮影(?)

変貴重な経験となった。

### (2) 戸館先生の講演

袴田さんを救いたいとの思いで弁護士になられた戸館先生の講演は再審開始決定を得るための緻密な理論や冷静な戦略の中に、袴田さんを救うための熱い思いを感じさせるものだった。

再審の手續や実体審査については受験勉強としては手薄になりがちな範囲ではあるが、再審の扉を開いて無実の人の命を救うためには絶対に手を抜けないと実感させられた。

私も再審事件に関わりたと思った。

### (3) 各先生の活動報告

2時間という全体としては長くない時間ではあったが、たくさんの先生方の報告をきくことができたので、情報量としては多くのものを得られた。個別の活動については特に関心のある点について個別に質問に伺って教えていただくことができたので、大変有意義な時間となった。懇親会では学生や受験生の参加者にも自己紹介の時間を与えたいいただいたおかげで、他の方がどのような関心やもってどのような活動をされているかを窺い知ることができ、その後の交流のきっかけとなった。懇親会での交流は青法協としても、また個々人としても、今後活動をしていく上でつながっていくであろう方々と情報を交換することができ、貴重な時間となりました。(LS修了生)



今年3月に静岡地裁が行った袴田事件の再審開始決定および拘置の執行停止決定をニュースで



犯行現場（被害者宅 当時の建物が残っています）

知ったときは、とても感動するとともに、捜査側の証拠ねつ造にまで言及する画期的な決定内容にも驚きと感動がありました。

そして、今回の合宿の内容が、この事件の現場を見学し袴田事件弁護団の弁護士である戸館先生のお話も聞けるというものであったので、なんとしても参加したいと思っていました。

現場見学では、ごく普通のありふれた住宅街であるような凄惨な事件が起き、またそれが冤罪という痛ましい事件にまで発展してしまったことに衝撃を覚えるとともに、このような事件がごく身近で起き得るものであり決して他人事で済むようなものではないということを実感しました。

戸館先生の講演では、先生が受験時代からこの事件に関心をもち、弁護士になられてからもこの事件の弁護団として奮闘されている姿には、率直に「カッコイイ」と思うと同時に、自分も正義のために奮闘する弁護士になりたいという思いを改めて強くしました。

また、普段はあまり熱心に勉強する分野とはいえ「再審」という分野について、もういちど勉強しなおしてみようという気持ちにもなりました。

「裁判も人間が行うものである限り誤りが生じてしまうのであるから、その誤りを正すために再審制度がある。それにもかかわらず、誤りを正す機会を奪う死刑制度があることは、再審制度があることと矛盾する」という戸館先生のお話には、なるほどと思いました。

これを機に、静岡地裁の再審開始決定全文を、

とくに戸館先生がおっしゃっていた事実認定の点を意識して読んでみたいと思います。

このように、この合宿の企画（袴田事件）は大変勉強になるものでしたが、それにとどまらず、合宿に参加された学生や弁護士のみなさんと交流できたことも、非常に有意義でした。

2日目の、各弁護士さんからの報告も、どれも興味深いもので、はやく自分も弁護士になって、みなさんと一緒にお仕事がしたいという気持ちにさせられました。受験勉強のモチベーションを高める絶好の機会になったと思います。（青法協LS部会員）



青法協東京支部の合宿に参加させていただき、ありがとうございました。

袴田事件の現場を見学できたこと、戸館先生の講演をお聞かせ頂いたこと、各先生からの活動報告、そして懇親会と貴重な体験をさせていただきました。

今回の合宿で刑事弁護、特に冤罪事件について一層興味をもちました。

また、先生方のご報告の中では、給費制訴訟について、弁護団の原先生が訴訟の現状や今後の見通しを力強くお話しなさっていたのが印象的でした。

これについてもっとお聞かせ頂きたいと思いました。（LS3年生）



被害者宅裏 蔵の裏木戸から逃走したとされていました

合宿では、袴田事件の現場を見ることができてとても良かったです。

今まで報道でしか知らなかった事件について、現場を見ることがよりリアルにイメージを膨らませて捉えることができました。

そして、その後に戸館先生にうかがったお話と相俟って、この事件の存在がとても大きなものとして、深く心に刻まれました。

さらに、戸館先生のお話で、具体的に何を主張して再審に向けて戦ったのか、どのような実験をして検察の主張を覆したのかなど、今まで知らなかったことを知ることができ、とても興味深かったです。そして何より、弁護団や支持者の方々の熱い思いに胸がうたれました。

また、戸館先生に、裁判官がなぜあのような状況でも有罪の判断をしてしまうのかをうかがったところ、「例えおかしいと思えるような証拠しかなかったとしても、自白がある以上、自分の判断で真犯人を逃すかも知れないことが非常に怖いのではないか」とおっしゃっていたのが印象的でした。自己保身のために、「疑わしきは被告人の利益に」という原則が守られていなかったことに本当に絶望しました。

今は、違法捜査に対する意識や冤罪についての状況も多少変わってきていますが、まだまだ冤罪が生まれる危険はあると思います。今回の合宿に参加し、私自身も刑事司法の在り方を考えていきたいと改めて思いました。(LS修了生)



まず、刑事訴訟法の適用場面をより具体的に想像しながら「今のままの制度じゃ、こういう点からまずいな」と思考をめぐらすことができた点が、受験勉強とは全く違う楽しくて有意義な勉強でした。

事件現場に行ってみて、もう事件当時とは建物がほとんど変わっていて、再審請求の段階で新証拠を得るということが、事件直後に捜査機関が事件現場などから証拠を得るといことは全く違う作業になるということに気づきました。

よく考えれば当たり前のことなのでしょうが、



犯行翌年に衣類が発見された味噌樽があったところ

条文や本を読んでいるだけでは気づくことができませんでした。ですから、事件後に捜査機関側が得た証拠の証拠開示をさせ、その中から新証拠につなげていくことがどれだけ大事なのか理解できましたし、再審請求での証拠開示の規定が刑事訴訟法にないということが再審による無辜の救済の障害になることもわかりました。

また、ローの授業では、被害者救済のために被害者参加制度が設けられたことを勉強しましたが、今後も袴田事件のような強引な捜査・有罪立証がおこる恐れを思うと、被告人が有罪であることを前提とするごとく被害者を被告人を対峙させる現在の制度は問題があるのだらうなと思いました。

被告人をなんとしてでも有罪としようとする捜査側の印象操作にも使われうるし、捜査側の強引な取り調べで虚偽の自白をするほど追いつめられた被告人を心理的によりいっそう追いつめるものになる恐れもあるなと考えました。

一方で、事件現場に生き、被害者遺族の方がつい最近まで生きて住んでおられた生活感の残る家を目の当たりにすることで、被害者遺族の気持ちがとてもどのものだったか想像する機会にもなりました。真犯人が誰なのかわからないまま亡くなられたこと、特に、袴田さん以外の真犯人を探すことではなく袴田さんを犯人にすることに捜査側の方針があったことは、犯罪被害者をよりいっそう苦しめることにもなるのではないかと思います。

ですので、戸館先生のお話の中で、無辜の不処罰は弁護士だけでなく裁判官・検察官とも共

通の目的であるはずだとおっしゃっていましたが、ことにとっても納得するとともに、犯罪被害というショックを受けた被害者や安全を損なわれた社会全体にとっても共通の目的なのだろうと思いました。

私は犯罪被害者の救済にも関心があり、今までは、被害者のことを思うと刑事弁護には気が乗らないような気持ちになることもありました。今後そういう気持ちになってしまいそうなきは、今回被害者宅を見て考えたことを思い出していきたいです。(青法協LS部会会員)



今回、この合宿に参加することで実際に現場を見るということの重要性を感じることができました。一番衝撃を受けたのは現場が本当にごく普通の住宅街の中にあったということです。これまで「袴田事件」という有名な名称があることで、どこかフィクションのような感覚を覚えていましたが、実際に現場を見、証拠写真等を見ることで、どういった場所でそのような状況の中で事件が起こされたのかということを知り、事件を身近に感じることができました。戸館先生の講演では、袴田事件を通して、再審が刑事裁判においていかに重要かということを知ることができました。2日目には、弁護士の方々から、いままで知らなかった分野についてお話を聞くことができ、新たに視野を広げることができました。合宿を通していろいろ考え方が変わったような気がします。貴重な体験をさせていただきありがとうございました。(LS3年生)



袴田事件については、実際の事件現場を見ることができなかったのは本当に残念でしたが、戸館先生のお話をうかがって、この事件の有罪判決の不合理性を理解することができたと思います。

また、飲み会でも、戸館先生から、たとえ目の前の被疑者被告人を、いち個人としては許すことができなくても、弁護士としてはなすべき

ことがあるのだからその職責と信念に従って職務を全うすべきなのだという力強いお話を聞くことができ、私が刑事事件について抱いていた不安を解消することができました。

話は変わりますが、私は、マタニティハラスメントという問題を知って以来、日本をもっと子供を産みやすく育てやすい社会にしたいと考え、そのために弁護士としてできることとは何なのだろうかと良く考えます。

今回の合宿2日目の朝に、仲里先生の、子供を虐待死から守るために特定妊婦を関係機関が連携してサポートする仕組みが必要だというお話を聞いて、子供の権利を守るという視点とは少し異なるのかもしれませんが、特定妊婦をサポートするこのような仕組みは、日本が子供を産みやすく育てやすい社会になるためにも必要なものなのではないかと感じました。

そしてまた、七月集会で参加した司法ソーシャルワークの分科会のこととも思い出しました。

特定妊婦と関係機関をつなげる司法ソーシャルワーク的な活動も、子供を産みやすく育てやすい社会とするために弁護士にできることなのではないかと考えたからです。

仲里先生のお話だけでなく、蟹江先生の過労死のお話や、小海先生の司法過疎のお話、吉田先生深井先生の原発訴訟のお話など、今回の合宿は、私にとって自分が将来弁護士になってどのような活動をしていきたいのかという点を考えるうえで非常に勉強になるものだったと思います。

この度はこのような貴重な学習の機会を与えてくださりまして、本当にありがとうございました。(LS修了生)

## 夏合宿に参加して

(講師) 戸館 圭之

今年の東京支部夏合宿は、袴田事件の現場を訪問し、袴田事件についてお話するという貴重な機会をいただくことができました。

袴田事件第二次再審請求審は、今年3月27日に画期的な再審開始決定、拘置の執行停止決定が出され即日袴田さんは釈放されました。

袴田事件は、1966年に静岡県清水市で発生した強盗殺人放火事件で、元プロボクサーの袴田巖さん(当時30歳)が無実を訴えながらも犯人とされ死刑判決が確定した事件です。

私は、静岡大学の学生時代に袴田事件のことを知り、それがきっかけとなって法曹を目指すようになりました。司法修習生のころから青法協界限でも「袴田事件、袴田事件」とことあるごとに連呼していたので、同期の間でも「戸館といえば袴田事件」と思われていたと思います。

そんな思い入れのある事件について、東京支部のみなさん、学生、ロースクール生が事件現場まで来てくれ、私の話を聞いてくれるなんて、本当にうれしくてたまりませんでした。

事件現場には、長年にわたり地元清水で救援運動に取り組んでいる山崎俊樹さんに案内してもらいました。思い起こせば10余年前、静岡大学の学生時代にも、山崎さんに案内してもらったことを思い出しました。東海道本線の線路沿いの事件現場は、今もほぼ当時のままで残っていました。

袴田事件は、検察官が不当にも即時抗告をしたために現在東京高裁で抗告審の審理中です。袴田さんは、現在78歳。一日も早い無罪判決を出させるためにこれからも全力を尽くしていきたいと思いました。

## 夏合宿会計報告

支部長 小海範亮

今回の夏合宿では、修習生・ロースクール生・学部生らより、当初の予想を上回る参加をいただいたため、熱意があふれ、大変に充実した企画となりました。

ロースクール生らに対して行った交通費補助1人6000円×18人分、ロースクール生らの宿泊代、会議費用、及び講師謝礼等で相応の費用がかかり、参加した弁護士で一部を賄ったものの、最終的に、支部にて338,832円の負担を行いました。2014年度予算においては、合宿費として200,000円が計上されておりましたが、このほか、修習生・研究者支援費50,000円、例会費50,000円を利用し、残る38,832円は予備費より支出いたしました。

この場をお借りして、会員の皆さまにご報告申し上げます。

## 東京支部 12月例会のお知らせ

- 日 時：2014年12月19日（金）18時～
- 場 所：城北法律事務所（豊島区西池袋1-17-10エキニア池袋6F）
- テーマ：「弁護団事件の魅力」  
～福島原発避難者自死事件を通じて～
- 講 師：深井 剛志 弁護士（旬報法律事務所）  
(※参加費は無料です。例会後、忘年会を予定しています。)

12月の東京支部例会は、福島原発避難者自死事件を題材として、弁護団員の深井剛志弁護士から、福島原発事故損害賠償事件の状況、弁護団事件の魅力、弁護団事件に新人がいかに関わるかなどをお話いただきます。

原発事故の被害救済をどのようにして行なうか、弁護団事件とどのように付き合っていくか、二回試験直後の東京支部例会ですので、特に新人弁護士に参考になるような例会としたいと思います。

## 東京支部支部総会（予定）のお知らせ

- 日 時：2015年2月13日（金）18時～
- 場 所：プラザエフ（主婦会館）8Fパンジー  
東京都千代田区六番町15（JR四谷駅・麴町口から徒歩1分）
- 特別講演（19時～）  
「ガザ問題と平和主義～日本の法律家ができること」（仮題）  
講師：伊藤和子弁護士（ミモザの森法律事務所）
- 終了後、懇親会（21時～）

上記の日程と内容で、東京支部の支部総会を予定しています。

集团的自衛権など、平和の問題にリアリティが生じつつある状況の下、修習生などからも平和問題について弁護士の話を聞きたいとの声もいただいています。そこで、伊藤和子弁護士に上記テーマ（仮題）で講演していただくことになりました。

詳細等、決まり次第メーリングリストやホームページ等でお知らせします。

貴重な機会になると思いますので、ご予約をよろしく願いいたします。